

新型コロナウイルスの感染急拡大時における 「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（学生用）」の特例

2022年7月27日

保健委員会

2022年9月27日一部改正

「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル（学生用）」（以下、「マニュアル」という）について、感染急拡大時における医療機関や保健所の業務ひっ迫時の対応として、特例を定める。

1. 陽性者の公欠期間について

マニュアルにおいて、公欠期間の終期を保健所や医療機関の指示により「退院または療養が終了するまで」としているが、保健所等からの指示がない場合には、以下のとおりとする。

ただし、いずれの場合でも感染リスクが残存することから、公欠期間終了後3日程度は、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を普段以上に徹底すること。

(1) 有症状の陽性者の場合

発症日を0日目とし、**7日間経過**、かつ、**症状軽快後24時間以上**。

(2) 無症状の陽性者の場合※1

検体採取日を0日目とし、**7日間経過**。

ただし、5日目に受検した**抗原検査等※2**で陰性の場合、**陰性判明日まで**

※1 途中で症状が出た場合、発症日を0日目として有症状陽性者扱いとする。

※2 PCR検査または「体外診断用医薬品」「第一類医薬品」である検査キットを使用しての抗原検査。

2. 自主的な検査について

マニュアルにおいて、「PCR検査等とは、保健所又は医療機関で必要と判断されたPCR検査及び抗原検査を指し、自主的に受検したものを除きます」としているが、医療機関の混雑等によりPCR検査等が受けられない場合には、以下のとおりとする。

(1) 結果が陽性だった場合

症状の有無にかかわらず、使用する検査キットが「**体外診断用医薬品（第一類医薬品）**」、「**研究用**」いずれの場合でも、結果が**陽性**だった場合は、マニュアルにおけるPCR検査等として扱う。

(2) 結果が陰性だった場合

有症状の場合、(使用する検査キットが何であれ) 結果が陰性だったとしても、新型コロナウイルス感染症を否定することにはならない。

無症状の場合、使用する検査キットが「体外診断用医薬品(第一類医薬品)」の場合に限って、結果が陰性の場合「陰性証明」として有効である。ただし濃厚接触者の待機期間短縮目的の場合、連続2日間の陰性証明が必要である(本学では推奨しておらず、本規定の適用を希望する場合、事前に保健センターに相談すること)。

(参考) 療養期間について

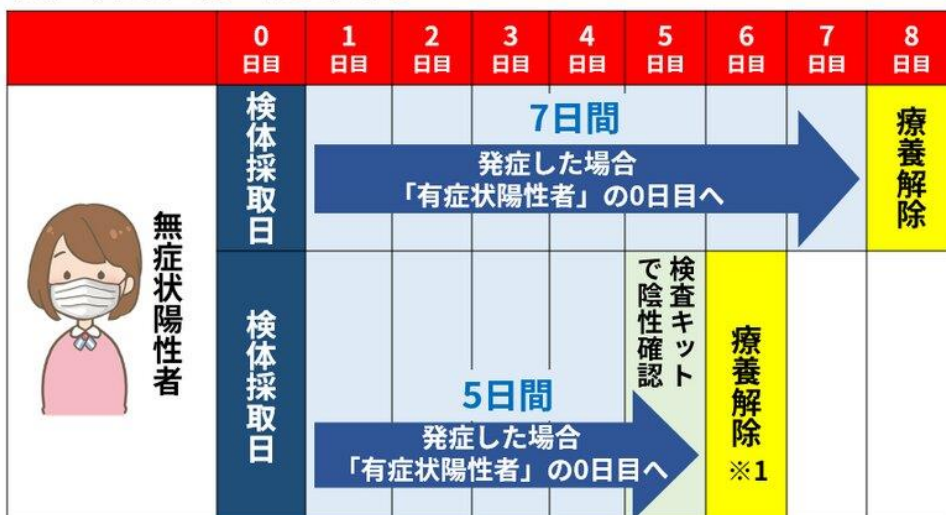
(陽性者の療養期間が短縮 陽性者の療養期間・濃厚接触者の待機期間のまとめ(倉原優) - 個人 - Yahoo!ニュース より引用)

有症状陽性者の療養期間



※2 ただし、10日間が経過するまでは感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底する。

無症状陽性者の療養期間



※1 ただし、7日間が経過するまでは感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底する。